

民間資金等の活用による自衛隊の施設の整備等に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

民間資金等の活用による自衛隊の施設の整備等に関する訓令

改正 平成25年12月26日省訓第57号

改正 平成27年10月1日省訓第39号

改正 令和6年8月30日省訓第299号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 特定事業の実施等

第1節 建設維持管理運営事業（第5条－第11条）

第2節 維持管理運営事業（第12条－第18条）

第3節 報告等（第19条－第21条）

第3章 雑則（第22条－第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）に基づき実施する自衛隊の施設の整備等に係る業務の所掌区分及び実施手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 法に基づく自衛隊の施設の民間資金等の活用による整備等については、法令又はこれらに基づく特別の定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

（1） 「特定事業」とは、法第2条第2項に規定する特定事業をいう。

（2） 「選定事業」とは、法第2条第4項に規定する選定事業をいう。

（3） 「業務計画」とは、防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）第3条第1項第4号に規定する年度業務計画をいう。

（4） 「建設維持管理運営事業」とは、施設の建設を含む特定事業をいう。

（5） 「維持管理運営事業」とは、建設維持管理運営事業以外の特定

事業をいう。

- (6) 「幕僚長等」とは、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び防衛装備庁長官をいう。
- (7) 「地方防衛局長等」とは、地方防衛局長及び地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）をいう。
- (8) 「P F I 取得等要求機関の長」とは、民間資金等の活用による施設の整備等の計画又は実施について、必要な措置を行うべき次に掲げる者をいう。
- ア 防衛省本省の施設等機関にあつては、当該施設等機関の長
- イ 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部にあつては、当該幕僚長
- ウ 各幕僚長の監督を受ける部隊及び機関にあつては、各幕僚長が指定する者
- エ 情報本部にあつては、情報本部長
- オ 防衛監察本部にあつては、防衛監察監
- カ 防衛装備庁にあつては、防衛装備庁長官
- キ アからカまでに掲げる者から委任を受けた者
- (9) 「供用事務担当官」とは、防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号）第2条第5号に規定する供用事務担当官をいう。
- (10) 「契約担当官等」とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。

（予算要求資料の作成）

第4条 幕僚長等は、業務計画に基づき、特定事業に係る予算概算要求書の資料を作成する場合には、施設の計画内容及び基準、単価、契約手続等について、整備計画局長の技術的協力を求め、その意見を聴くものとする。

## 第2章 特定事業の実施等

### 第1節 建設維持管理運営事業

（実施方針の作成）

第5条 幕僚長等は、建設維持管理運営事業について、整備計画局長と協議の上、別紙様式第1に従い、法第5条第1項に規定する特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）の案を予算成立後速やかに予算の範囲内において作成し、防衛大臣に上申するものとする。

- 2 防衛大臣は、建設維持管理運営事業の実施方針を決定したときは、その結果を幕僚長等に通知するものとする。
- 3 幕僚長等は、建設維持管理運営事業の実施方針の決定の通知を受けたときは、整備計画局長に対し、当該実施方針及び特定事業の実施に必要な資料（以下「特定事業資料」という。）を送付するとともに、P F I

取得等要求機関の長に当該事業の実施について必要な事項を指示するものとする。

4 整備計画局長は、幕僚長等から建設維持管理運営事業に係る特定事業資料の送付を受けたときは、管轄の地方防衛局長等にこれを送付し、当該事業の実施について必要な事項を指示するものとする。

5 前4項の規定は、建設維持管理運営事業の実施方針の変更を行う必要がある場合において、幕僚長等が修正した実施方針の案について準用する。ただし、経費の変更を生じない場合は、この限りではない。

(特定事業の選定)

第6条 幕僚長等は、建設維持管理運営事業の実施方針の決定について通知を受けたときは、整備計画局長と協議の上、法第11条第1項に規定する特定事業の選定に必要な評価書の案を作成し、防衛大臣に上申するものとする。

2 防衛大臣は、建設維持管理運営事業に係る特定事業の選定を行ったときは、その結果を幕僚長等及び整備計画局長を経て地方防衛局長等に通知するものとする。

3 幕僚長等は、前項の結果の通知を受けたときは、これをPFI取得等要求機関の長に通知するものとする。

(民間事業者の募集)

第7条 地方防衛局長等は、前条第2項の結果の通知を受けたときは、建設維持管理運営事業について、速やかに民間事業者の募集に関する事務を行うものとする。

(民間事業者の選定)

第8条 地方防衛局長等は、PFI取得等要求機関の長と協議の上、前条の募集に応じた民間事業者を対象に法第11条第1項に規定する評価を行い、建設維持管理運営事業を実施する民間事業者の選定を行うものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の選定の結果を整備計画局長を経て、防衛大臣に報告及び幕僚長等に通知するものとする。

(選定事業の適正の確保等)

第9条 地方防衛局長等は、建設維持管理運営事業に係る施設の建設又は改修について、PFI取得等要求機関の長は、当該事業の施設の維持管理又は運営について、民間事業者による当該事業の実施状況の監視等を行い、当該事業の適正かつ確実な実施を確保するものとする。

2 地方防衛局長等及びPFI取得等要求機関の長は、建設維持管理運営事業について、民間事業者による当該事業の実施状況を契約担当官等に報告するものとする。

(供用)

第10条 地方防衛局長等は、民間事業者から建設維持管理運営事業に係る施設の引き渡しを受けたときは、供用事務担当官に対して供用するも

のとする。

- 2 民公有財産の供用手続については、国有財産の供用手続の例による。  
(アドバイザー業務等の委託)

第11条 幕僚長等は、建設維持管理運営事業の実施のため必要と認める場合には、民間資金等の活用による整備等の実施の可能性の検討業務及び実施方針の作成、特定事業の選定、民間事業者の募集、民間事業者の選定等に必要とされる専門知識等に関する支援業務（以下「アドバイザー業務等」という。）の委託に必要な資料を整備計画局長に送付するものとする。

- 2 整備計画局長は、幕僚長等から前項に規定する資料の送付を受けたときは、管轄の地方防衛局長等にこれを送付するものとする。

- 3 地方防衛局長等は、整備計画局長から第1項の資料の送付を受けたときは、PFI取得等要求機関の長と協議の上、建設維持管理運営事業に係るアドバイザー業務等の委託を行うものとする。

## 第2節 維持管理運営事業

(実施方針の作成)

第12条 幕僚長等は、維持管理運営事業について、整備計画局長と協議の上、別紙様式第1に従い、実施方針の案を予算成立後速やかに予算の範囲内において作成し、防衛大臣に上申するものとする。

- 2 防衛大臣は、維持管理運営事業の実施方針を決定したときは、その結果を幕僚長等に通知するものとする。

- 3 幕僚長等は、維持管理運営事業の実施方針の決定の通知を受けたときは、整備計画局長に対し、特定事業資料を送付するとともに、PFI取得等要求機関の長に特定事業の実施について必要な事項を指示するものとする。

- 4 整備計画局長は、幕僚長等から維持管理運営事業に係る特定事業資料の送付を受けたときは、管轄の地方防衛局長等にこれを送付し、当該事業の実施について必要な事項を指示するものとする。

- 5 前4項の規定は、維持管理運営事業の実施方針の変更を行う場合において、幕僚長等が修正した実施方針の案について準用する。ただし、経費の変更を生じない場合は、この限りではない。

(特定事業の選定)

第13条 幕僚長等は、維持管理運営事業の実施方針の決定の通知を受けたときは、整備計画局長と協議の上、法第11条第1項に規定する特定事業の選定に必要な評価書の案を作成し、防衛大臣に上申するものとする。

- 2 防衛大臣は、維持管理運営事業に係る特定事業の選定を行ったときは、その結果を幕僚長等及び整備計画局長を経て地方防衛局長等に通知するものとする。

- 3 幕僚長等は、前項の結果の通知を受けたときは、これをPFI取得等

要求機関の長に通知するものとする。

(民間事業者の募集)

第14条 地方防衛局長等は、前条第2項の結果の通知を受けたときは、維持管理運営事業について、速やかに民間事業者の募集に関する事務を行うものとする。

(民間事業者の選定)

第15条 地方防衛局長等は、PFI取得等要求機関の長と協議の上、前条の募集に応じた民間事業者を対象に法第11条第1項に規定する評価を行い、維持管理運営事業を実施する民間事業者の選定を行うものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の選定の結果を整備計画局長を経て、防衛大臣に報告及び幕僚長等に通知するものとする。

(選定事業の適正の確保等)

第16条 地方防衛局長等は、維持管理運営事業に係る施設の改修等について、PFI取得等要求機関の長は、当該事業に係る改修等を除く施設の維持管理又は運営について、民間事業者による当該事業の実施状況の監視等を行い、当該事業の適正かつ確実な実施を確保するものとする。

2 地方防衛局長等及びPFI取得等要求機関の長は、維持管理運営事業について、民間事業者による当該事業の実施状況を契約担当官等に報告するものとする。

(供用)

第17条 地方防衛局長等は、民間事業者から維持管理運営事業に係る施設の引き渡しを受けたときは、供用事務担当官に対して供用するものとする。

2 民公有財産の供用手続については、国有財産の供用手続の例による。

(アドバイザー業務等の委託)

第18条 幕僚長等は、維持管理運営事業の実施のため必要と認められる場合には、アドバイザー業務等の委託に必要な資料を整備計画局長に送付するものとする。

2 整備計画局長は、幕僚長等から前項に規定する資料の送付を受けたとき、管轄の地方防衛局長等にこれを送付するものとする。

3 地方防衛局長等は、整備計画局長から第1項の資料の送付を受けたときは、PFI取得等要求機関の長と協議の上、維持管理運営事業に係るアドバイザー業務等の委託を行うものとする。

第3節 報告等

(連絡調整)

第19条 地方防衛局長等及びPFI取得等要求機関の長は、緊密に連絡調整を行い、特定事業の円滑な実施に努めるものとする。

(契約締結の報告)

第20条 地方防衛局長等は、建設維持管理運営事業又は維持管理運営事

業の契約の締結後、速やかに選定事業契約締結報告書（別紙様式第2）を作成し、整備計画局長に送付するものとする。

（事故報告）

第21条 地方防衛局長等は、選定事業に係る施設の建設又は改修等において、当該事業の遂行に支障をきたすおそれのある事故が発生した場合には、直ちに整備計画局長に報告するとともに、PFI取得等要求機関の長に通報するものとし、整備計画局長は、当該事故について報告を受けた場合には、直ちに防衛大臣に報告するものとする。

2 PFI取得等要求機関の長は、選定事業に係る施設の維持管理又は運営において、当該事業の遂行に支障をきたすおそれのある事故が発生した場合には、直ちに幕僚長等に報告するとともに、地方防衛局長等に通報するものとし、幕僚長等は、当該事故について報告を受けた場合には、直ちに防衛大臣に報告するものとする。

### 第3章 雑則

（大臣官房会計課所属の国有財産）

第22条 大臣官房会計課所属の国有財産に係る特定事業（幕僚長等の要求に係るものを除く。）の実施については、この訓令を準用する。この場合において、「幕僚長等」、「PFI取得等要求機関の長」とあるのは「大臣官房長」と、「供用事務担当官」とあるのは「大臣官房会計課長」と読み替えるものとする。

（協力）

第23条 地方防衛局長等は、必要な場合には、PFI取得等要求機関の長に対し、所掌事務について技術的協力及び意見を求めることができる。

（委任規定）

第24条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、整備計画局長及び幕僚長等がそれぞれその所掌に属する事務について定めるものとする。

2 整備計画局長及び幕僚長等は、前項の規定により必要な事項を定めたときは、この旨を防衛大臣に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

この訓令は、平成19年9月1日から施行し、平成20年4月1日以後に契約を締結する特定事業及びアドバイザー業務等について適用する。

附 則（平成25年12月26日省訓第57号）

この訓令は、平成25年12月26日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和6年8月30日省訓第299号）

この訓令は、令和6年8月30日から施行する。

別紙様式第1（第5条、第12条関係）

実 施 方 針（案）

- 1 特定事業の選定に関する事項
- 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項
- 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- 8 特定事業の担当者に関する事項
  - (1) 担当部署
  - (2) P F I 取得等要求機関の長
  - (3) 契約担当官等
  - (4) 供用事務担当官
- 9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

## 選定事業契約締結報告書

1 特 定 事 業	P F I 事 業 名			
	P F I 事 業 類 型			
	P F I 事 業 期 間	年間	年 月 日～	年 月 日
	設 計 ・ 建 設 期 間	年間	年 月 日～	年 月 日
	維 持 管 理 運 営 期 間	年間	年 月 日～	年 月 日
2 予 算 示 達 状 況	示 達 番 号	示 達 年 月 日	示 達 金 額 (千 円)	
	不 動 産 購 入 費			
	公 共 施 設 等 維 持 管 理 運 営 費			
	計			
3 契 約 担 当 官 等				
4 供 用 事 務 担 当 官				
5 P F I 取 得 等 要 求 機 関 の 長				
6 契 約 締 結 状 況	落 札 者 決 定 年 月 日			
	基 本 協 定 締 結 年 月 日			
	契 約 締 結 年 月 日			
	契 約 金 額 (千 円)			
	民 間 事 業 者 名 (S P C)			
	選 定 時 の 代 表 企 業 名			
	選 定 時 の 構 成 企 業 名			
7 備 考				

(注) 1 契約担当官等欄は、「〇〇防衛局長」のように当該事業の支出負担行為を行う契約担当官等を記載する。

2 民間事業者名（SPC）欄は、落札企業が設立した特別目的会社の名称を記載する。

3 選定時の構成企業名欄は、グループ内構成企業の名称全てを記載する。

4 原則として、落札者の提案イメージ図等を添付するものとする。